

平成25年 3月18日
独立行政法人
日本原子力研究開発機構

高速増殖炉研究開発センター及び原子炉廃止措置研究開発センターの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）、同関係省令^{※1}及び防災基本計画が改正、並びに原子力災害対策指針等が策定されたことに基づき、高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）及び原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}の修正案を取りまとめ、平成25年1月11日及び平成25年1月18日から関係自治体との協議を行ってきましたが、協議が終了したことから、本日、原子力事業者防災業務計画を内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

今後とも「もんじゅ」及び「ふげん」の安全の確保に努めるとともに、原子力防災対策について、本計画に基づき万全を期してまいります。

(参考)

協議を行った関係自治体

高速増殖炉研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

原子炉廃止措置研究開発センター 原子力事業者防災業務計画

福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

※1：原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月19日施行）

なお、「もんじゅ」及び「ふげん」は、研究開発段階炉であることから、実用発電用原子炉にのみ適用される「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令第2条第2項」は、修正対象外としている。

※2：原子力事業者防災業務計画

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原災法が制定された。

この原災法に基づき、原子力事業者は、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を、原子力事業

者防災業務計画に定めている。

当機構は、同計画を平成12年6月16日に作成し、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正している。

添付資料1：原子力事業者防災業務計画の修正の要旨

添付資料2：原子力事業者防災業務計画の概要

参考資料1：高速増殖炉研究開発センター原子力事業者防災業務計画

参考資料2：原子炉廃止措置研究開発センター原子力事業者防災業務計画

以 上